

久留米市公告第 236 号

久留米市人事給与・出退勤システムに係るサービス提供業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 20 日

久留米市長 原口 新五

1 業務の概要

(1) 業務名

久留米市人事給与・出退勤システムに係るサービス提供業務

(2) 業務内容

「久留米市人事給与・出退勤システムに係るサービス提供業務調達仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 15 年 3 月 31 日まで

① システム構築期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

② サービス提供期間

令和 10 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

(4) 業務場所

久留米市内及び受注者事業所内

2 提案上限額

提案上限額は、350,000,000 円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）とし、提案上限額を超えないこと。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

なお、共同事業体（※）の場合は、全ての構成員が本要件を満たすこと。

【本調達独自の要件】

① 以下のいずれかを自社で取得していること。

・ ISO/IEC27001（ISMS 認証）

・ プライバシーマーク

② 令和 2 年度以降に、国又は地方自治体において、人事給与・出退勤システムの新たな導入及び保守運用の実績を有すること。

【久留米市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインで定められている要件】

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

④ 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。

⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

⑥ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。

・ 久留米市内 県税及び市税

・ 久留米市以外の福岡県内 県税

⑦ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規